

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月に会社Bに採用され、平成○年○月にC（以下「前会社」という。）に出向し、平成○年○月には同社の社長に就任した。その後、約6年のD勤務を経て帰任し、平成○年○月○日からはE会社の担当部長として勤務していたが、同月下旬に不安感等を自覚してEクリニックに受診したところ、「うつ病エピソード」と診断され、同年○月○日から休業していたが、同年○月○日自宅にて縊死しているところを発見された。

請求人は、被災者がDから帰任後、職場環境、業務内容の大きな変化により心理的負荷が重くのしかかり、うつ状態になり、自殺に至ったものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日にGクリニックにおいて診断された双極性感情障害については、長期診療とならず、平成○年○月にはDに海外赴任したこと、また、Dに滞在していた間には精神疾患の治療は確認されていないことから、大分前に寛解していたものと判断でき、帰国後の平成○年○月下旬に不安感等を自覚して精神科を受診、間もなく休業し、自殺に至った経緯から、平成○年○月下旬にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと考えられる旨意見しており、当審査会としても、被災者の就労状況、症状の経過等からみて、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件については、発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、その他評価期間における業務による心理的負荷を検討する。

請求人が「夫から、仕事で使うシステムなどが、6年前に海外赴任する前と

全然違うので、戸惑っているということを聞きました」と述べるなど、被災者は、Dから帰国した後の勤務環境の変化に戸惑っていたことが認められる。この出来事については、転勤前の被災者は前会社の社長という立場にあったものの、被災者の転勤は企業の人事異動として行われたものであることから、認定基準の具体的出来事「転勤をした」に該当するものと判断する。

転勤後の被災者は、部長の指揮命令を受けて資料作成を行うなど、前会社では社長として指揮命令する立場にあったことと比較すると、転勤前後の被災者の職務には相応の変化があったものと認められる。しかし、被災者には、Dに転勤する以前にも約30年にわたるHグループにおける勤務経験があったことに照らすと、転勤後の業務が被災者にとって全く対応できない内容のものであったと認めることはできず、また、転勤に伴う職務の変化に対応するために、長時間労働その他の多大な労力を要したという事実も認められない。

また、請求人は、被災者の役職は少し上がったとしても、社長という立場から一部門の担当部長として指揮命令を受ける立場に変わったことは大きな変化である旨主張するが、被災者は実際に部長代理相当職から部長職に昇格し、担当部長という相応の役職に就いていたことが認められることを踏まえると、被災者の処遇が明らかな降格に該当し、異例なものであったと認めることはできない。

以上の検討より、具体的出来事「転勤をした」の心理的負荷の強度について総合評価すると、同出来事の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」とされているところ、本件における心理的負荷の強度の総合評価は「中」と判断するのが相当である。

請求人は、上司からの複数回に及ぶだめ出しが、被災者の以前のうつ病発病当時の記憶をよみがえらせ、短期間に再発に至った旨主張するが、上記専門部会意見より、平成〇年に診断された双極性感情障害は既に寛解していたことが認められるため、被災者の同疾病は治癒（症状固定）の状態にあるものと判断する。対象疾病がいったん治癒（症状固定）した後において、再びその治療が必要な状態が生じた場合には、新たな発病と取り扱い、改めて認定基準に基づき業務上外を判断することとなるため、請求人が主張する平成〇年以降の激務や、上司からの業務のだめ出し等による心労について、評価期間において発生した出来事と認めることはできない。

(4) 以上より、本件疾病発病前おおむね6か月の間に起きた業務による出来事の全体評価は「強」には至らず、業務によって精神障害を発病するほどの強度の心理的負荷があったとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。